

処 分 基 準

平成18年6月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第22条第1項
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する指示
原権者(委任先)：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 自動車運転代行業者に対する指示の基準は、別紙のとおり。
問 合 せ 先：熊本県警察本部交通企画課（電話番号：096-381-0110）
備 考：

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

第1 用語の意義

この基準における用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるおとりとす。

1 「法の指示」とは、法第22条第1項若しくは第25条第2項第1号の規定による指示をいう。

2 「読替え後の道路交通法の規定による指示」とは、読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第51条の4（読替え後の道路交通法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）及び第66条の2第1項の規定による指示をいう。

3 「営業停止命令」とは、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定により、営業停止を命ずることをいう。

4 「違反行為」とは、法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による違反行為をいう。

5 「自動車運転代行業者等」とは、自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等及び運転代行業務従事者をいう。

第2 営業停止命令を行う基準

1 自動車運転代行業者に対する営業停止命令は、政令第5条第1項第2号に定める基準に該当する場合に行うことを原則とする。

2 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第5条第1項第3号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 自動車運転代行業者が法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行なった場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するたため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことなげが相当でない認められる特別な事情があるときは、営業停止命令を行わないこととする。

(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号の1号から第4号の1号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（人期間に0.3日を超え、又は後遺障害（道路交通法施行令別表第1の2の表に規定する後遺障害をいう。）が存するものをいう。以下同じ。）を起した場合は、(1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがある場合と認められる場合。

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性が認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に連して他の法令に違反する行為が行った場合であって、当該事案の悪質性が認められるとき。

3 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したときは、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 自動車運転代行業者が法第22条第2項の規定による指示に違反した場合。ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行なった場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するたため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことなげが相当でない認められる特別な事情があるときは、営業停止命令を行わないこととする。

(2) 43条第1項又は第80条第1項の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起した場合は、(1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがある場合と認められる場合。

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性が認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に連して他の法令に違反する行為が行った場合であって、当該事案の悪質性が認められるとき。

別表 1

前歴の回数	累積点数	期 間
なし	4点・5点・6点	30日
	7点・8点・9点	60日
	10点・11点・12点	90日
	13点以上	120日
1回	3点・4点・5点	30日
	6点・7点・8点	60日
	9点・10点・11点	90日
	12点・13点・14点	120日
	15点以上	150日
2回以上	2点・3点・4点	30日
	5点・6点・7点	60日
	8点・9点・10点	90日
	11点・12点・13点	120日
	14点・15点・16点	150日
	17点以上	180日

別表 2

前歴の回数	累積点数	期 間
なし	1点・2点・3点	30日
1回	1点・2点	
2回以上	1点	

別表 3

項	行為	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為 ○ 法第10条の規定に違反する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下命容認行為の禁止違反 ○ 名義貸し禁止違反
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第51条の4（読替え後の道路交通法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法の指示違反 ○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第5条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第6条の規定に違反する行為 ○ 法第8条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第9条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第14条第2項の規定に違反する行為 ○ 法第16条の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の2第1項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の2第2項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の2第4項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の2第7項の規定に違反する行為 ○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の2第8項の規定に違反する行為 ○ 法第20条第1項の規定に違反する行為 ○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書等虚偽記載 ○ 認定証掲示義務違反 ○ 変更届出義務違反 ○ 認定証返納義務違反 ○ 運転代行業務従事制限違反 ○ 代行運転自動車標識表示義務違反 ○ 安全運転管理者未選任 ○ 安全運転管理者業務不履行 ○ 副安全運転管理者未選任 ○ 権限付与義務違反 ○ 安全運転管理者講習受講義務違反 ○ 帳簿等備え付け義務違反 ○ 立入検査拒否等